

幅木の認定基準の一部改正

1 適 用

この基準は、主として足場（つり足場を除く）からの労働者の墜落転落災害及び飛来落下物による災害の防止のために使用される幅木について適用する。

2 種 類

(1) 幅木は次の2種類とする。

第1種	幅木が本体と取付部からなる幅木でだけのもの、取り付け場所に応じ、桁側幅木と妻側幅木がある。
第2種	作業床との隙間を塞ぐため本体に加え、作業床に載せて使用する水平部を有するL型の幅木で、もの。取り付け場所に応じ、桁側幅木と妻側幅木がある。

(2) 第1種、第2種ともに次の2種類がある。

単独タイプ：足場の1スパンごとに取り付けるもの。

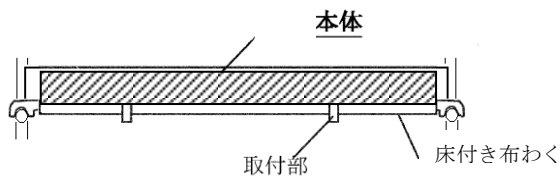
長尺タイプ：足場の1スパン間隔を超えて取り付けるもの。

【解 説】

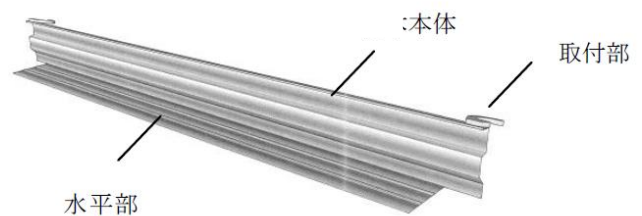
(1) 桁側幅木は足場の作業床の長手方向と平行に取り付ける幅木を、妻側幅木は足場の妻側に作業床の長手方向と直角に取り付ける幅木をものをいう。

(2) 取付部は本体と一体構造又は専用の別部品であること。

(3) 第2種の水平部とはその幅が5 cm以上 21 cm以下のものをいう。



ア) 第1種の単独タイプの幅木の例

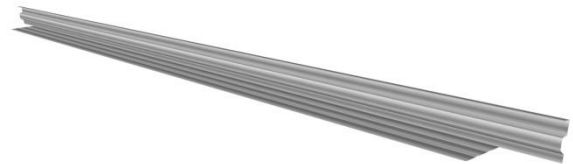


イ) 第2種の単独タイプの幅木の例

単独タイプ



ウ) 第1種の長尺タイプの幅木の例



エ) 第2種の長尺タイプの幅木の例

長尺タイプ

図1 幅木の種類

3 材 料 等

(1) 幅木の各部に使用する材料は、次の表の左欄に掲げる構成部分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規格等に適合するものでなければならない。

構 成 部 分	規 格 等
幅木 本体、 取付部及び水平部 水 平 部 取 付 部	木製又は金属製で、強度、性能等に均一性があり、かつ、難燃処理を施した燃えにくいもので、著しい経年劣化をきたないものであること。

(2) 幅木の各部は、著しい損傷、変形又は腐食のないものでなければならない。

【解 説】

(2) の「著しい損傷、変形」については、第 1 章第 1 節の 3 の (2) と同趣旨である。

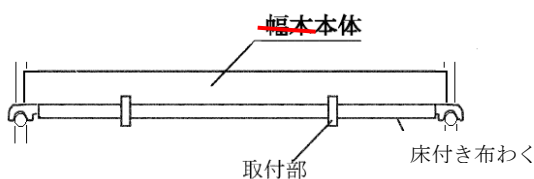
4 構 造 等

幅木は、~~幅木本体及び取付部等を有し第 1 種及び第 2 種とも~~、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

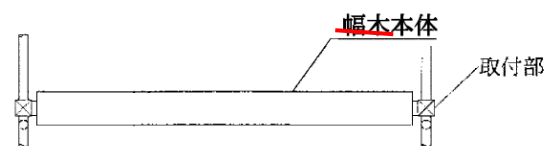
- a ~~幅木~~本体の高さが 15 cm 以上であること。
- b ~~取付部が一体構造のもの及び専用の別部品のもの~~の取付部は、使用中に容易に外れない構造であること。
- c 使用場所、取付箇所が限定されるものは、用途外に使用できない構造であること。
- d 第 2 種の幅木にあつては次によること。
 - (a) 水平部に足がかかっても著しいたわみが生ずるおそれが無い丈夫な構造のものであること。
 - (b) 水平部の幅は ~~210 mm~~ 5 cm 以上 21 cm 以下とすること。
 - (c) ~~幅木~~の水平部には表面に滑り止め加工の措置を施してあること。
- e ~~幅木は取り付けるときに~~、第 1 種にあつては床面と~~幅木~~本体との隙間が水平方向、垂直方向ともに ~~10 mm~~ 1 cm 以下、第 2 種にあつては床面と水平部との~~垂直方向~~の隙間が ~~10 mm~~ 1 cm 以下であること。

ただし以下の部分については隙間を 3 cm 以下とすること。

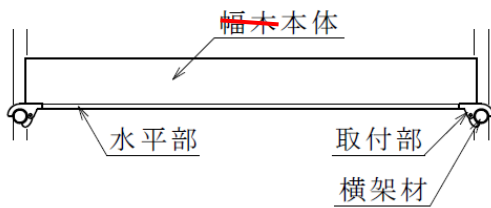
 - (a) 脚柱及び支柱（以下「脚柱等」という。）に取り付ける桁側幅木及び妻側幅木については脚柱等と本体との隙間
 - (b) 床付き布わく又は横架材（水平材）に取り付ける桁側幅木については、幅木と幅木の隙間。
 - (c) 妻側幅木と桁側幅木との隙間
- f 本体に穴が開いていないこと。ただし、取付部や水平部を取り付ける等のために設けられた必要最小限の穴は除く。



ア) 床付き布わくに取り付ける幅木の例



イ) 脚柱等に取り付ける幅木の例



ウ) 横架材に取り付ける幅木の例

図2 幅木の取付方法

【解説】

- (1) aの幅木本体の高さは、**取り付け状態での床材の最上面からの垂直の高さをいう。図3のように測定する。**
- (2) cについては、くさび式足場専用、妻側専用、といったものがあり、誤って他の足場や他の場所に使用された場合に安全性を損なうものであってはならない。このため、専用のものは用途外に使用できない構造であることが望ましい。ただし、構造で担保し難いものは、誤使用を防ぐための使用条件等を見やすい個所に明示すること。
- (3) dの(b)水平部の幅とは、**図3次図に示す水平部分の水平距離をいう。**

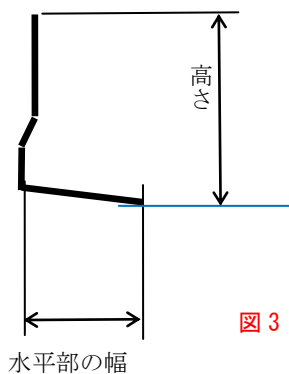
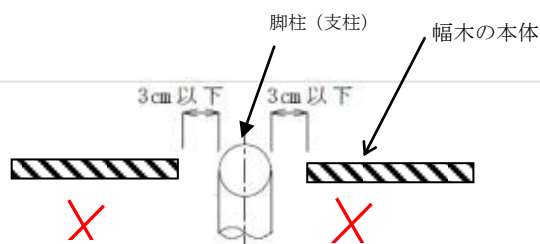
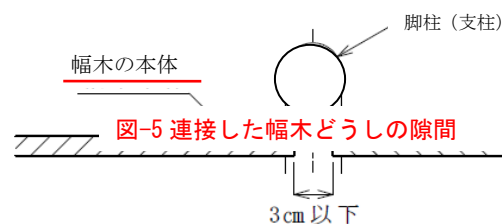


図3 幅木本体の高さと水平部の幅 (2種の例)

- (4) eの床面と幅木の本体との隙間1cm以下については、使用時に幅木の本体に床付き布わくを密着して使用することによって1cm以下とすることが可能なものであれば認めるものである。
- (5) eの(a)の脚柱等に取り付ける幅木とは、幅木の端部に脚柱等に取り付けるための取付金具を有するものをいう。



a) 脚柱等に取り付ける幅木の場合



b) 床付き布わく又は横架材(水平材)に取り付ける幅木の場合

図4 脚柱と幅木の隙間

(6) e の 3 cm以下については、足場部材又は他の幅木との干渉を防ぐ目的で幅木の両端部分に設けられた本体の一部を切欠いた切欠部分は寸法に含めない。

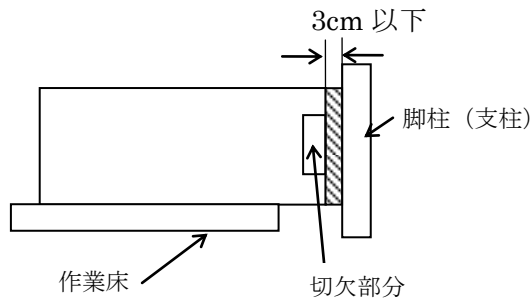


図5 幅木の端部に切欠きがある場合の隙間

(7) f の取付部や水平部を取り付ける等々には伸縮調節のための穴及び長穴並びに足場に取り付けるための穴を含む。

5 工 作 等

- (1) 鋼管は、曲り、へこみ、割れ、二枚割れ等の欠点及び継ぎたしのないものを用いるものとする。
- (2) 材料の加工及び工作は、そり、ねじれ等による強度の低下をきたさないように行うものとする。
- (3) 鋼材の溶接は原則としてアーク溶接とし、アルミニウム及びアルミニウム合金材の溶接は、原則としてイナートガス・アーク溶接とする。
- (4) 部材及び附属金具には、防錆効果のある塗装又はメッキを施すものとする。

6 強 度 等

- (1) 幅木は、次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。ただし、妻側幅木のうち、取り付け時に幅木本体が作業床・横架材に載る構造のものは「幅木の鉛直荷重試験」を省略することができる。

試 験 方 法	強 度 等
<p>(幅木の水平引張試験) 次の図に示すように、試験用ジグに幅木を取り付け、幅木の中央部に60kgの重りをつり下げるにより水平力を加え、水平たわみ量を測定する。なお、水平たわみ量は初期荷重5kgをかけた状態から測定するものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(a) 支柱等に取り付ける方式のもの試験の例</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(b) 床付き布わくに取付ける方式のもの試験の例</p> </div> </div>	<p>水平たわみ量が100mm以下であること</p>

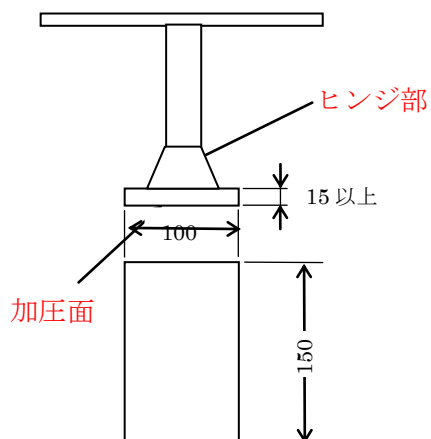
- (2) 桁側幅木は、次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。

試験方法	強度等
<p>(幅木の鉛直荷重試験)</p> <p>次の図に示すように、試験用ジグに幅木を取り付け第2種の幅木にあっては床付き布わくに水平部を1cm重ねた状態で、幅木の中央部に85kgの重りをつり下げ、加力ジグ上端の鉛直たわみ量を測定する。なお、水平たわみ量は初期荷重5kgをかけた状態から測定するものとする。</p> <p>(a) 支柱等に取り付ける方式のもの試験の例</p> <p>(b) 床付き布わくに取付ける方式のもの試験の例</p>	<p>鉛直たわみ量が10mm以下であること</p>

- (3) 第2種の幅木のうち水平部の幅が110mm以上のものについては、前項の規定によるほか次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。

試験方法	強度等																		
<p>(水平部のたわみ試験)</p> <p>次の図に示すように、水平部を幅木試験用ジグに1cm重ねた状態で試験機に取り付け、加圧材Aを重なりを除く水平部の中心に置き、鉛直荷重を掛け、荷重が次表に掲げる数値[W]のときにおける水平部のみの鉛直たわみ量及び荷重の最大値を測定する。なお、鉛直たわみ量は初期荷重0.05kNをかけた状態から測定するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>水平部の幅</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>150mm未満</td> <td>0.6kN</td> </tr> <tr> <td>150mm以上</td> <td>0.8kN</td> </tr> </table>	水平部の幅	W	150mm未満	0.6kN	150mm以上	0.8kN	<p>± 鉛直たわみ量が10mm以下であること。</p> <p>2 荷重の最大値 次の表に掲げる値以上であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>水平部の幅</td> <td>荷重の最大値</td> </tr> <tr> <td>150mm未満</td> <td>1.37kN</td> </tr> <tr> <td>150mm以上</td> <td>1.96kN</td> </tr> </table> <p>平均値 次の表に掲げる値以上であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>水平部の幅</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>150mm未満</td> <td>1.51kN</td> </tr> <tr> <td>150mm以上</td> <td>2.16kN</td> </tr> </table>	水平部の幅	荷重の最大値	150mm未満	1.37kN	150mm以上	1.96kN	水平部の幅	平均値	150mm未満	1.51kN	150mm以上	2.16kN
水平部の幅	W																		
150mm未満	0.6kN																		
150mm以上	0.8kN																		
水平部の幅	荷重の最大値																		
150mm未満	1.37kN																		
150mm以上	1.96kN																		
水平部の幅	平均値																		
150mm未満	1.51kN																		
150mm以上	2.16kN																		

加圧材 A の加圧面は、次の図に示す寸法であること。



備考 寸法の単位は、mmとする。

図 6 加圧材 A

~~【解説】~~

~~——第2種の幅木を床材に設置したとき、その構造等により重なり寸法が1cmとまらないものはその寸法で試験をおこなう。~~

7 表 示

幅木は、見やすい箇所に次の事項を表示するものとする。

- ア 製造者名
- イ 製造年並びに上期及び下期の別
- ウ 認定合格マーク

【解説】

[アからウまでについては、第1章第1節の8のア、イ及びエと同趣旨である]

幅木の使用基準

1 適用

この基準は、(一社) 仮設工業会が認定する幅木について適用する。

2 組立方法・使用方法等

各種足場において、幅木を使用する場合は、労働安全衛生規則等に定める足場に関する規定によるほか、次によるものとする。

- a ~~幅木取付時の各部の隙間は次表に示すとおりとする。幅木本体と床面との隙間を水平方向、垂直方向ともに10mm以下とすること。~~

幅木の種類	水平方向の隙間	垂直方向の隙間	脚柱と幅木の本体、 接続した幅木と幅 木の隙間
第1種	1 cm以下 (床面と幅木の本体との隙間)	1 cm以下 (床面と幅木の本体との隙間)	3 cm以下
第2種	—	1 cm以下 (床面と水平部との隙間)	

- ~~b 幅木の各部は、著しい損傷、変形又は腐食のないものとする。~~
- b 足場の組立状態により生じた規定寸法を超える幅木の隙間は、塞ぐ措置を講ずること。
- c 幅木には材料等を立てかけたり、仮置き等をしないこと。
- d 幅木に乗らないこと。
- e 第2種の幅木を用いる場合は水平部を床材等に必ず乗せて使用し、かつ、水平部と床材等との重なり寸法を1 cm以上保持すること。~~は以下によること。~~
- ~~(a) 水平部を床材等に必ず乗せて使用し、かつ水平部と床材等との重なり寸法を十分確保すること。~~
- ~~(b) 水平部の床材からの脱落を防止するため、床材が容易にずれない処置を施すこと。~~
- f 長尺タイプの幅木は脱落を防止するため以下によること。
- (a) 専用取付金具により交差する脚柱等に容易に動かないように堅固に取り付けること。
- (b) 幅木の取り付けは脚柱等を跨って行い(図1)、その継ぎ足しは脚柱等の中心からの突き出しを2 cm以上とし、幅木と幅木の重なり長さは4 cm以上確保すること。(図2)
- g 使用場所、取付箇所が限定された幅木は、その用途以外に使用しないこと。

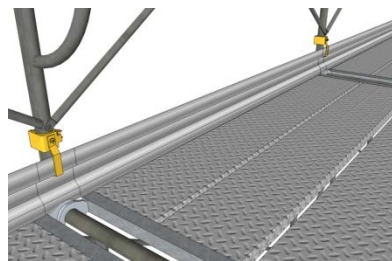


図1 長尺幅木の取付図

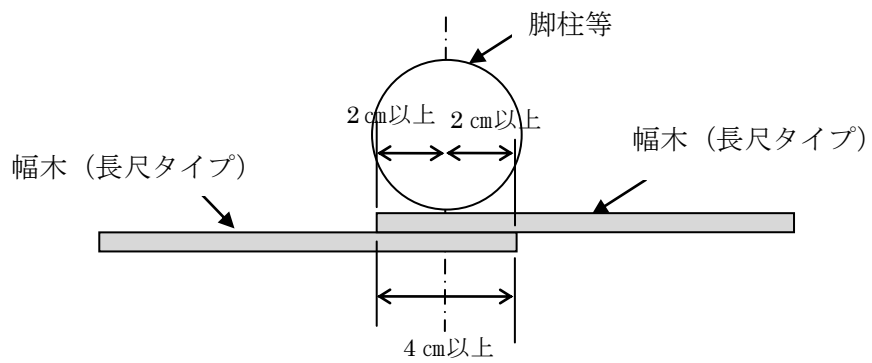


図2 長尺幅木の重なり